

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの趣旨及び留意事項 (民間の相談・指導施設に通う児童生徒及び自宅において ICT 等を活用した学習を行う児童生徒)

1 指導要録上の出席扱いに係るガイドラインの趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、あるいは自宅で ICT 等を活用した学習活動を行い、学校復帰や社会的自立に向けて懸命に努力を続けている者がいる。このような当該児童生徒の努力に対し、一定の要件を満たす場合に、校長は「指導要録上の出席扱い」とすることができることとなっている。（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年 10 月 25 日 別記 1 より）

当該施設としては、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関を指すが、公的機関に通うことが困難な状況にあり、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮できることになっている。自宅における ICT 等を活用した学習も、教育委員会・学校・学校外の公的機関又は民間事業者が提供する ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は一定の要件をみたした上で、「指導要録上の出席扱い」とすること及びその成果を評価に反映することができることとなっている。

不登校児童生徒に対しては、最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

したがって、このガイドラインは、当該児童生徒にとって、民間の相談・指導施設における活動及び自宅において ICT 等を活用した学習がふさわしい学びとなっているかを、校長が総合的に判断するための目安を示すものである。

2 留意事項

- (1) 不登校児童生徒の学習の場を考える際、基本的に、①市教育支援センター②民間の相談・指導施設③自宅における ICT 等を活用した学習※の順で検討する。
- (2) ガイドライン「1 民間の相談・指導施設に通う児童生徒について」では、個々の民間の相談・指導施設についてその適否を判断するという趣旨のものではない。
- (3) ガイドライン「2 自宅において ICT 等を活用した学習を行う児童生徒について」では、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する支援の充実を図るものであり、家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、不登校児童生徒の状況を踏まえつつ、学校・学校外の公的機関、民間の相談・指導施設での相談・指導を受けることができるように、段階的に家庭と調整していくことが重要である。
- (4) 本ガイドラインは、断続的に不登校傾向が見られる児童生徒も対象とする。
- (5) 校長は、教育委員会事務局学校教育課と相談し、「指導要録上の出席扱い」を判断する。

※「ICT 等を活用した学習活動」とは、インターネットのほか、郵送や電子メール、FAX 等を活用して提供されるものも含まれる。

(例)・民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習

- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・教育支援センター作成の ICT 教材を活用した学習
- ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
- ・ICT 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン

下野市教育委員会

1 民間の相談・指導施設に通う児童生徒について

○ (1) ~ (7) のすべての項目を満たすこと

(1) 児童生徒の状況について

No	判断の目安
1	当該児童生徒が、下野市教育支援センターに通うことが困難であること。
2	民間の相談・指導施設への通所及び入所について、当該児童生徒と保護者から希望があり、学校長が社会的な自立に向けて適切であると判断できること。

(2) 学校、下野市教育委員会、家庭及び民間の相談・指導施設との関係について

No	判断の目安
1	学校と保護者の間に、協力関係が保たれていること。
2	当該児童生徒のプライバシーにも配慮の上、民間の相談・指導施設への通所の状況や学習等の活動の様子、相談・指導経過などの必要な事項について、学校又は学校教育課と定期的に情報交換が行われていること。
3	学校又は学校教育課と民間の相談・指導施設との間で、相互に当該児童生徒やその家庭を支援するために十分な連携・協力関係が保たれていること。
4	民間の相談・指導施設での相談・指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭と民間の相談・指導施設の間に、連携・協力関係が保たれていること。

(3) 民間の相談・指導施設の実施主体、事業運営の在り方、及び透明性の確保について

No	判断の目安
1	法人・個人は問わないが、実施者は不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としており、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援が実施されていること。
2	民間の相談・指導施設の実施者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
3	著しく営利本位ではなく、入会金、授業料等が明確にされ、学校または学校教育課や保護者等に情報提供がなされていること。

(4) 不登校児童生徒のタイプや状況把握・指導の在り方について

No	判断の目安
1	民間の相談・指導施設は、受け入れに当たっては、児童生徒及び保護者と面談等を行い、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。(※)
2	我が国の義務教育制度を前提とし、指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、当該児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
3	児童生徒の人命や人格を尊重した相談や指導が細やかに行われており、体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

※「児童生徒のタイプ」とは、情緒的混乱、情緒障害及び非行等の不登校など、相談・指導の対象となる児童生徒の態様のことである。

(5) 相談・指導スタッフについて

No	判断の目安
1	スタッフは当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について、知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
2	専門的なカウンセリングの方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。

(6) 施設・2設備について

No	判断の目安
1	学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
2	当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。

(7) その他

No	判断の目安
1	出席扱いとする日は、在籍校・在籍学級の「出席しなければならない日」のみとすること。
2	「指導要録上の出席扱い」の決定にあたっては、必要に応じて学校と学校教育課とで協議すること。

2 自宅において ICT 等を活用した学習を行う児童生徒について

(1) 児童生徒の状況について (すべての項目を満たすこと)

No	判断の目安
1	基本的に、当該児童生徒が、下野市教育支援センター、民間の相談・指導施設において相談・指導を受けられないような場合であること。
2	当該児童生徒が、計画を立てて ICT 等を活用した学習を進めることができること。

(2) 学校と家庭との関係について (すべての項目を満たすこと)

No	判断の目安
1	学校と家庭との間に、協力関係が保たれていること。
2	訪問等による対面指導(※)が、定期的かつ継続的に行われること。
3	家庭にひきこもりがちな状態が悪化しないよう、下野市の相談窓口や下野市教育支援センター、民間の相談・指導施設での相談・指導を受けることができるように、当該児童生徒や保護者に対して、情報提供が行われること。

※対面指導を行うものとしては、在籍校の教員のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家、教育支援センターの職員、教育委員会事務局等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定される。

(3) ICT 等を活用した学習活動について (いずれかの項目を満たすこと)

No	判断の目安
1	民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習であること。
2	パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習であること。
3	教育支援センター作成の ICT 教材を活用した学習であること。
4	学校のプリント等や通信教育を活用した学習であること。
5	ICT 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習 (同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信) であること。

(4) 学習プログラム・学習の把握について (すべての項目を満たすこと)

No	判断の目安
1	当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた、計画的な学習プログラムであること。
2	在籍校の年間指導計画に準拠した形で、月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画であること。
3	ICT 等を活用した学習が行われていること。また、その際に、ICT 等を活用した学習への参加が確認できること (オンラインの参加状況、課題の提出状況等)。

(5) その他 (すべての項目を満たすこと)

No	判断の目安
1	出席扱いとする日数の換算基準は、当該児童生徒の対面指導、学習内容や学習時間を踏まえて、校長が定めること。
2	出席扱いとする場合は、校長は対面指導に当たっている者から定期的に報告を受けたり、学級担任等の教職員と保護者などによる連絡会を実施したりするなどして、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分に把握すること。
3	「指導要録上の出席扱い」の決定にあたっては、必要に応じて学校と学校教育課とで協議すること。